

ミライノ ポイント規定

第1条 (目的)

本規定は、住信 SBI ネット銀行株式会社（以下「当社」といいます）が発行するミライノ カードにて、ショッピング利用等を行った場合に、当社がお客さまに付与するミライノ ポイント（以下、単に「ポイント」といいます）に関する諸条件を定めることを目的とします。

第2条 (ポイントの付与)

当社は、当社所定の取引について、当社 WEB サイトで公表する所定の条件により当社が指定する日（以下「ポイント付与日」といいます）にお客さまにポイントを付与できるものとします。なお、いったんポイント付与の対象となる取引が成立した後に取り消され又はその内容が変更された場合、取引に係る引き落としの全部または一部ができなかった場合その他当社がポイントを付与しないことが適当と判断する事由があった場合は、当社は、当該取引についてポイントを付与しません。また、この場合において、既に当該取引についてポイントを付与していた場合は、当社は別の取引について付与するポイントから当該取引について付与したポイントを差し引くことができるものとします。

第3条 (ポイントに係る情報提供)

当社は、当社所定の方法により、保有ポイント数などのお客さまのポイントに係る当社所定の情報を提供します。なお、お客さまは、本条に基づき当社が提供する情報が提供時点の最新の状態を反映したものではない場合があることについて、了承するものとします。

第4条 (ポイントの利用)

1. お客さまは、当社所定の手続きにより、次条に定める有効期限到来前のポイントを、当社所定の交換比率および交換条件で、スマプロポイントへの交換、またはミライノ カードのお支払金額へ充当することができます。なお、保有するポイントの一部のみを交換する場合は、有効期限到来前のポイントのうち、付与日の早いものから順に交換の対象となるものとします。
2. ポイントの交換比率その他の交換条件は、当社 WEB サイトに告知することにより、当社が任意に変更できるものとします。
3. スマプロポイントへの交換をご利用いただくためには、住信 SBI ネット銀行の口座をミライノ カードのお引落口座に設定し、住信 SBI ネット銀行のポイントサービス規定への同意が必要です。

第5条 (ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は、カードグレードにより異なります。当社 WEB サイトにて告知いたします。

第6条 (ポイントの失効等)

当社は、以下の各号に該当する場合、ポイントの付与および利用を取り止め、また、お客さまが保有するポイントを失効させることができます。これにより生じた損害について、当社は、一切の責任を負わ

ないものとしします。

- (1) お客様が、死亡した場合
- (2) お客様が、当社との取引において違法または不正行為を行った場合
- (3) お客様が、反社会的勢力であると当社が判断した場合
- (4) お客様が、ミライノ カードを退会または会員資格喪失に至った場合
- (5) お客様が、本規約のほか各取引規定に違反した場合
- (6) その他、当社がポイント付与もしくは利用の取り止め、またはポイントの失効について適当と判断した場合

第7条 (ポイントの補てん)

当社は、第三者による不正利用等により、お客さまポイントが使用された場合、当該ポイントの全部または一部を補てんすることがあります。

第8条 (禁止事項)

お客さまは、ポイントおよびポイント利用に係る権利を第三者に貸与、譲渡し、または担保の用に供してはならないものとしします。

第9条 (公租公課)

ポイントの付与、利用にともない発生する公租公課は、お客さまが負担するものとしします。また、公租公課に関する申告および納付は、お客さまの責任において行うものとし、当社は一切責任を負いません。

第10条 (疑義)

ポイントの付与、利用履歴や有効期限等、ポイントに係る情報に疑義が生じた場合は、当社が管理する情報を真正なものとして取り扱います。その他、本サービスについて生ずる疑義は、当社の裁量においてその取扱いを決定するものとしします。

第11条 (サービスの終了等)

当社は、当社WEBサイトに一定期間告知することにより、何ら責任を負うことなく、いつでも本サービスを変更し、または本サービスの一部または全部を停止ないし終了することができるものとしします。

第12条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとしします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第13条 (規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方

法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客様の一般の利益に適合するとき
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客様と当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

以上